

町・県民税の申告相談

2月16日(火)～3月15日(火)

町・県民税の申告相談が始まります。
忘れずに期間内に申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した
「所得申告受付（相談）のお知らせ」
も併せてご覧ください。

問い合わせ／税務課(☎ 581-2112
1内線154～156)へ。

町・県民税申告相談日程表

申告会場：役場6階会議室

受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談日(曜日)	地 区	対象区
2月16日(火)	折原	上郷・折原下郷・上平下小路・立原
17日(水)		秋山・三品・平倉・山居・柄谷・五ノ坪
18日(木)		用土6・7・8・9・10
19日(金)		用土1・2・3・4・5・11・12
21日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
22日(月)		伊勢原・谷津・蔵田・塙田・鷹ノ巣・西古里
23日(火)		上郷南・上郷北
24日(水)		男衾下郷・塙越
25日(木)		赤浜
26日(金)		牟礼・今市・中郷
28日(日)		町内全地区(平日に都合がつかない方等)
29日(月)	市街地・西部	茅町・花町・六供
3月1日(火)		本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
2日(水)		本宿・末野2・3・4
3日(木)	西部	常木・菅原
4日(金)		町内全地区
7日(月)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(火)		木持・上の町・内宿・関山
9日(水)		上の原・露梨子
10日(木)		本村・岩崎・中小前田
11日(金)	桜沢	山崎・南飯塚・上組
14日(月)		町内全地区
15日(火)		町内全地区

- 町の申告会場では
受け付けられない申告
- 所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は、対象年中のすべての所得（給与、年金等がある方はそれらも含む）を税務署で申告してください。
- 譲渡所得（土地・建物・株式などの譲渡）、先物取引があつた方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）で平成27年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告（準確定申告）
- 申告書の本人控に受付印が必要な方
- 過年分（平成26年以前）の申告

医療費控除を受ける方

収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成27年中のものをすべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

- 収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成27年中のものをすべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。
- 収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成27年中のものをすべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

- 事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方
- 平成27年中に所得がなかつた方

- 事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方
- 平成27年中に所得がなかつた方

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（電子申告を用いて確定申告された場合は、「送信票」）および納税した時の領収証（原本）をお持ちください。
- 替依頼書の提出が必要です。
- 申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金額納付・納税証明業務は行いません。
- 税務署からの納付書等を作成できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページへ。

- 納税証明書を請求される方へ
- 2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控（